プレスリリース

《発表記者会：東北電力記者会、宮城県政記者会》
平成２９年１月１３日
国土交通省東北運輸局

観光拠点情報・交流施設への支援を開始します【二次募集】

～訪日外国人旅行者等に向けて、観光拠点の魅力を発信し、地域との交流を図る施設の整備を促進～

観光庁は、平成 29 年 1 月 13 日より、「観光拠点情報・交流施設（※）」の整備・改良、設備の設置等の経費の一部を補助する「訪日外国人旅行者受入基盤整備・加速化事業費補助金」の二次募集を開始します。

（※）「観光拠点情報・交流施設」とは、観光拠点（地域の観光名所）に関する情報提供や、観光拠点に関連した観光サービスのための交流機会（体験・学習等）の提供を行う施設であって、訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客が随時かつ快適に利用できる施設のことをいいます。

観光庁では、訪日外国人旅行者数４，０００万人、６，０００万人の実現に向けて、ソフト面・ハード面両面からの受入環境整備を通じた訪問時・滞在時の利便性向上を図ることを目的に、「観光拠点情報・交流施設」の取組に対する支援として、施設の整備・改良、設備の設置等に要する経費について支援をしていきます。

1. 応募受付期間
平成 29 年 1 月 13 日（金）～2 月 10 日（金）17 時（必着）

2. 補助対象事業者
民間事業者、地方公共団体及び協議会等

3. 補助対象経費
〇観光拠点情報・交流施設の整備・改良に要する経費
（施設の新築・改修に係る設計・施工、多言語の展示設備、案内標識、デジタルサイネージ、洋式便所の整備、無料公衆無線ＬＡＮ環境の整備）
〇ホームページの多言語表記等及び案内放送の多言語化に要する経費

4. 補助率
補助対象経費の３分の１以内
なお、訪日外国人旅行者受入基盤整備事業費補助金は、地方公共団体が事業主体となる場合、地方債に対する地方交付税措置が適用されます。（起債充当率１００％、償還金交付税措置５０％）

5. 申請に必要な書類
応募要領を参照し、以下の書類を提出ください。
・要望書
・補助対象経費の算出根拠となる書類
・その他要望に必要な書類

6. 書類の提出先
　　最寄りの地方運輸局等
　　（詳細は、応募要領をご参照ください）

7. 今後の予定
　　２月下旬　申請結果の通知（内示）
　　３月中旬　交付決定
　　※要望内容の精査等の事由により、予定が前後する場合がございます。

〈添付資料〉
・事業概要

下記資料については、観光庁 HP にて詳細をご覧ください。
・応募要領
・要望書様式
・要望書様式（記載例）

URL：http://www.mlit.go.jp/kankocho/news08_000230.html

【お問い合わせ先】
国土交通省東北運輸局観光部
観光企画課　花沢、鈴木
ＴＥＬ：０２２－７９１－７５０９
ＦＡＸ：０２２－７９１－７５３８

観光拠点情報・交流施設の整備・改良等への支援【二次募集】

国土交通省 観光庁

訪日外国人旅行者受入基盤整備・加速化事業費補助金

（地方での消費拡大に向けた環境整備（観光拠点情報・交流施設））

訪日外国人旅行者を含む旅行者が「観光名所」に関する情報や、交流機会（体験・学習等）が得ることができる「観光拠点情報・交流施設」の取組を支援するため、施設の整備・改良、設備の設置等に要する経費の一部について支援

1．補助対象事業者　民間事業者、地方公共団体及び協議会等

2．補助率　国　：　1／3

基盤整備（ハード）

基幹事業

観光拠点情報・交流施設の開設・改修等

※基盤整備（ハード）事業は、基幹事業を必ず実施することが条件となります。

効果促進事業

案内標識等

デジタルサイネージ

展示設備

加速化（ソフト）

ホームページ等コンテンツ

無料公衆無線ＬＡＮ

タブレット

観光拠点情報・交流施設とは

国土交通省 観光庁

主要な観光地（※）における

①観光拠点（地域の観光名所）に関する情報提供

②観光拠点に関連した交流機会（体験・学習等）の提供を目的とした施設であって、

③訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客が随時かつ快適に利用できるもの

（商業施設、劇場、レジャー施設、スポーツ施設、遊技場その他これらに類する施設で営利を目的とする企業が運営するものを除く。）

※広域観光周遊ルートの観光拠点などインバウンド受入に取組む地域

駅、空港　等

観光拠点情報・交流施設

※　写真の施設はあくまで対象施設の規模感についてのイメージ例

・観光拠点に関する情報提供
・交流機会の提供

（例）

観光拠点に縁のある人物の仮装体験

観光拠点に関する学習

【機能に関する要件】以下のⅠ）に該当するもの、又は、Ⅰ）及びⅡ）に該当する施設

Ⅰ）地域の観光拠点に関する情報を訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客に対して提供するもの。

Ⅱ）Ⅰに附随して整備される、訪日外国人旅行者を含む不特定多数の観光客に対して観光サービスを提供する交流の場。

【立地場所に関する要件】

・カテゴリーⅡ以上のJNTO認定外国人観光案内所が立地する地域
・広域観光周遊ルート形成計画の広域観光拠点地区
・観光圏整備実施計画認定地域
・観光地魅力創造事業の認定地域
・「文化財総合活用・観光振興戦略プラン」に基づき文化財を中核とする観光拠点の整備に取り組む地域
・「国立公園満喫プロジェクト」の先導的モデルとして選定され、「国立公園ステップアッププログラム2020」の策定に取り組む地域
・東京オリンピック・パラリンピック競技会場立地都市

観光拠点